

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目									
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	1回につき			
31	1113	医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)以外	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位		486		
31	1115	医師居宅療養管理指導Ⅲ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位		445		
31	1112	医師居宅療養管理指導ⅡⅠ			(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位		298		
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位		286		
31	1116	医師居宅療養管理指導ⅡⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	259 単位		259		
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		516 単位				
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		486 単位		486		
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		440 単位		440		
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合 (1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		565 単位				
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合	+ 100 単位		665		
31	1251	薬剤師居宅療養Ⅱ						416		
31	1252	薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬			特別な薬剤の場合	+ 100 単位		516		
31	1244	薬剤師居宅療養Ⅲ		(三)(一)及び(二)以外の場合				379		
31	1245	薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬			特別な薬剤の場合	+ 100 単位		479		
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住者 が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		517 単位		
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬			(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下 の場合	特別な薬剤の場合		+ 100 単位		617
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ								517
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬			(三)(一)及び(二)以外 の場合	特別な薬剤の場合		+ 100 単位		617
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ								378
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬				特別な薬剤の場合		+ 100 単位		478
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ			(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)					378
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬						478		
31	1246	薬剤師居宅療養ⅡⅤ				341				
31	1247	薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬	特別な薬剤の場合	+ 100 単位		441				
31	1248	薬剤師居宅療養ⅡⅥ			341					
31	1249	薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	441					
31	1257	薬剤師居宅療養ⅡⅦ			45 単位	45				
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業 所の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位				
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)当該指定居宅療養管理指導事業 所以外の管理栄養士が行った場合	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位		486		
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ			(三)(一)及び(二)以外の場合	443 単位		443		
31	1134	管理栄養士居宅療養ⅡⅠ		(一)単一建物居住者が1人の場合		524 単位				
31	1135	管理栄養士居宅療養ⅡⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		466 単位		466		
31	1136	管理栄養士居宅療養ⅡⅢ		(三)(一)及び(二)以外の場合		423 単位		423		
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		361 単位				
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		325 単位		325		
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合		294 単位		294		
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき			
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算					
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算					
31	8300	居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算					

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
34	1111 予防医師居宅療養ⅠⅠ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	1回につき	
34	1113 予防医師居宅療養ⅠⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位		486
34	1115 予防医師居宅療養ⅠⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位		445
34	1112 予防医師居宅療養ⅡⅠ			(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位		298
34	1114 予防医師居宅療養ⅡⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位		286
34	1116 予防医師居宅療養ⅡⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	258 単位		259
34	2111 予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 (2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (3)(1)及び(2)以外の場合	(1)単一建物居住者が1人の場合	516 単位	516	
34	2112 予防歯科医師居宅療養Ⅱ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486	
34	2113 予防歯科医師居宅療養Ⅲ			(3)(1)及び(2)以外の場合	440 単位	440	
34	1221 予防薬剤師居宅療養ⅠⅠ	ハ 薬剤師が行う場合 (月2回限度)	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	565 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	
34	1222 予防薬剤師居宅療養ⅠⅠ・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	416 単位		416
34	1251 予防薬剤師居宅療養ⅠⅡ			(三)(一)及び(二)以外の場合	379 単位		379
34	1252 予防薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬			(一)単一建物居住者が1人の場合	517 単位		517
34	1271 予防薬剤師居宅療養ⅠⅢ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	378 単位		378
34	1272 予防薬剤師居宅療養ⅠⅢ・特薬			(三)(一)及び(二)以外の場合	341 単位		341
34	1223 予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	517 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1224 予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	517 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1255 予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	378 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1256 予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	378 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1225 予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	341 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1226 予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	341 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1253 予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ			(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	45 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1254 予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	45 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1273 予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ			(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	45 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1274 予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	45 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1275 予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ				特別な薬剤の場合 + 100 単位	441 単位	441
34	1276 予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	441 単位	441
34	1257 予防薬剤師居宅療養ⅡⅦ			(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	45 単位	45
34	1131 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅠ			ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位
34	1132 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅡ	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位			486	
34	1133 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅢ	(三)(一)及び(二)以外の場合	443 単位			443	
34	1134 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅠ	(2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	524 単位	524	
34	1135 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	466 単位	466	
34	1136 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	423 単位	423	
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 (2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (3)(1)及び(2)以外の場合	(1)単一建物居住者が1人の場合	361 単位	361	
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	325 単位	325	
34	1243 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ			(3)(1)及び(2)以外の場合	294 単位	294	
34	8000 予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算				
34	8100 予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算				
34	8110 予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算				
34	8300 予防居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算		-1月につき		